

## 震災等に係る被災代替償却資産特例申告書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

(申告者) 〒 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号  
(右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電 話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

震災等により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法附則第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

記

## 1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代 替 償却資産			
被 災 償却資産			

- ※ 代替償却資産：震災等により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいう。  
被災償却資産：震災等により滅失又は損壊した償却資産をいう。

## 2 代替償却資産の種類別内訳

資 産 の 種 類	数 量	取 得 価 額 (円)			
構築物及び建物附属設備					
機 械 及 び 装 置					
船 舶					
航 空 機					
車 両 及 び 運 搬 具					
工 具 , 器 具 及 び 備 品					
合 計					

## 3 被災年度における震災等に係る減免適用状況

減免申請の有無	修正通知書の文書番号(注)
有 ・ 無	第 一 号

(注) 仙台市に対し償却資産減免申請を行い、減免が適用された場合は、決定の際に送付している「固定資産(償却資産)課税台帳登録価格決定(修正)通知書兼賦課決定(修正)通知書」(青色)の文書番号を記載してください。

## 1 特例対象者

震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

## 2 特例措置の対象となる資産

### (1) 対象資産（代替償却資産）

ア 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）に代わるものとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・ 代替えされることとなる被災償却資産が、被災年度（震災等が発生した日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度）において一定以上の損害があることにより減免が適用された場合で、かつ代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ 震災等により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

### (2) 取得期限

震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日まで

### (3) 特例率

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します

（地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

## 3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 震災等に係る被災代替償却資産特例申告書 -----[様式6-⑥]

(2) 代替償却資産対照表 -----[様式6-⑦]

(3) 被災償却資産が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書類（減免決定通知書(写)、賦課決定(修正)通知書(写)等)

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類（償却資産課税台帳登録事項証明書(写)等)

(5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（被災償却資産を除却又は売却等の処分したことがわかる書類(写)等)

※ (3)は、仙台市で償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。(4)及び(5)は、仙台市で被災した償却資産について仙台市でその代替償却資産を取得する方は提出不要です(その他必要に応じて添付書類の提出を求められることがあります)。

### (6) その他

ア 震災等の発生した日において被災償却資産を所有していたことを証する書類（納品書(写)等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等)

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等)

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

## 4 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の1月31日（償却資産申告書と併せて提出してください。）

## 5 提出先

償却資産申告書の提出先と同じです。

## 6 記載要領

### (1) (申告者) 住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

### (2) (申告者) 氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

### (3) 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

### (4) 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

### (5) 被災年度における震災等に係る減免適用状況

被災償却資産について、被災年度における震災等に係る減免申請を行っているかどうかを記載してください。

また、仙台市において減免が適用されている場合に限り、賦課決定（修正）通知書の文書番号を記載してください。

原則、被災年度に減免が適用されない損害（損害割合20%未満）であった場合は、特例の対象とはなりません。

※ 必要に応じて被災償却資産の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。